

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（個人向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
新規で高齢者施設へ入所を予定している方に	<a href="#">高齢者施設新規入所者PCR検査等助成事業</a>	新規で特別養護老人ホーム等の高齢者施設に入所する65歳以上の方を対象に、本人の希望でPCR検査等を行う場合の費用を助成します。（20,000円程度/人・1回のみ）	横浜市健康福祉局高齢健康福祉課 TEL 045-671-3412 FAX 045-550-3613
休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に	<a href="#">新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</a>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けられなかった方に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。</p> <p>・支給対象</p> <p>中小企業に雇用される方…令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方</p> <p>大企業に雇用される方…以下の（1）（2）の期間について、大企業に雇用されるシフト制労働者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方</p> <p>（1）令和2年4月1日から6月30日まで</p> <p>（2）令和3年1月8日以降の期間（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含みます。）</p> <p>・申請期限</p> <p>令和2年10月～12月に休業した中小企業に雇用される方は令和3年5月31日</p> <p>※休業した期間が令和2年4～9月であっても申請を受けられる場合があります。詳しくはウェブページをご確認ください。</p> <p>※上記以外の方の申請期限は令和3年7月31日まで</p>	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276
国民健康保険の加入者で、感染、又は感染の疑いで就労できず十分な給与などを受けられない方に	<a href="#">国民健康保険の傷病手当金</a>	新型コロナウイルスに感染、又は、感染が疑われることにより、会社などを休み、事業主から十分な給与などを受けられない場合に支給されます。	各区役所保険年金課保険係
後期高齢者医療制度の加入者で、感染、又は感染の疑いで就労できず十分な給与などを受けられない方に	<a href="#">後期高齢者医療制度の傷病手当金</a>	新型コロナウイルスに感染、又は、感染が疑われることにより、会社などを休み、事業主から十分な給与などを受けられない場合に支給されます。	神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター TEL 0570-001120
妊産婦の方に	<a href="#">新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策事業</a>	<p>感染症のリスクが続く状況でも安心して妊娠・出産・子育てができるよう、国制度に基づく「分娩前のウイルス検査」や「育児等支援サービス」など、妊産婦などへの支援を実施します。</p> <p>・感染した妊産婦に対し、退院後に保健師・助産師などが電話・自宅訪問による相談支援を実施</p> <p>・ウイルス検査を希望する妊婦に、検査費用を補助</p> <p>・里帰り出産できなくなった妊婦に、ヘルパーなどの利用費用を補助 など</p>	横浜市子ども青少年局子ども家庭課 TEL 045-671-2455 FAX 045-681-0925
大学・大学院・短大・高専・専門学校・日本語教育機関の学生の方に	<a href="#">学生支援緊急給付金</a>	<p>家庭から自立してアルバイト収入により学費などを賄っている学生などで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている場合に支給されることがあります。</p> <p>・住民税非課税世帯の学生 20万円</p> <p>・その他の学生 10万円</p> <p>※締切日などは在学期に確認を</p>	在学期の担当窓口

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（個人向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
住居を失った、又は失うおそれのある方に	<a href="#">住居確保給付金</a>	<p>離職や廃業、収入減少などにより住居を失った、または、失うおそれのある方に、原則3か月、最大で9か月の間、家賃相当額を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の収入合計額が基準を超える場合は、一部支給となります。</li> <li>・支給申請日の属する月以降分の家賃から対象となります。</li> <li>・求職活動等の要件があります。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、3か月間に限り再支給が可能となっています。（令和3年6月まで）</li> </ul>	各区役所福祉保健センター生活支援課
	<a href="#">市営住宅の一時提供</a>	<p>解雇などにより、住まいの確保が困難となった方に、市営住宅の一時提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期限 令和4年3月31日（状況に応じて再延長する場合あり）</li> </ul>	横浜市建築局市営住宅課 TEL 045-671-2923 FAX 045-641-2756
	<a href="#">家賃補助付きセーフティネット住宅への入居</a>	<p>収入が減少した方が入居する「家賃補助付きセーフティネット住宅」のオーナーに対する家賃減額補助の上限額を引き上げ、入居者の家賃の負担を軽減します。</p>	横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業課 （家賃補助付きセーフティネット住宅担当） TEL 045-451-7755 FAX 045-451-7707
生活にお困りの方に	<a href="#">生活困窮者自立支援制度・生活保護制度</a>	生活にお困りの方に対し、お一人おひとりの状況に応じた支援を行う制度です。	各区役所福祉保健センター生活支援課
収入が減少し、生計や日常生活の維持が困難な世帯の方に	<a href="#">生活福祉資金（緊急小口資金）</a>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的に生計を維持することが困難となった世帯へ、貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期限 令和3年6月末</li> </ul>	【問合せ】相談コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-46-1999
	<a href="#">生活福祉資金（総合支援資金）</a>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯へ、貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込期限 令和3年6月末</li> </ul>	【申込み】各区社会福祉協議会
	<a href="#">横浜市勤労者生活資金貸付制度（新型コロナウイルス感染症特例措置）</a>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した勤労者の方へ、貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月31日までに「本申込み」（必要書類全てを提出完了）が必要です。</li> </ul>	【申込み】中央労働金庫（ろうきん）各支店
税金の申告・納付が困難な方に	<a href="#">個人住民税の申告期限の延長</a>	令和3年度課税分の個人住民税（市民税・県民税）の申告期限を、令和3年4月15日まで延長しています。	各区役所税務課市民税担当
	<a href="#">国税の申告・納付期限の延長</a>	令和2年分の申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告期限を、令和3年4月15日まで延長しています。その他の税目についても、期限内に申告することが困難な方は、申告期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
	<a href="#">徴収猶予</a>	<p>新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当し、市税の納税が困難な方は、猶予を受けられることがあります。</p> <p>（ケース1）<a href="#">災害により財産に相当な損失が生じた場合</a>                      新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p> <p>（ケース2）<a href="#">ご本人またはご家族が病気にかかった場合</a>                      納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合</p> <p>（ケース3）<a href="#">事業を廃業または休止した場合</a>                      納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合</p> <p>（ケース4）<a href="#">事業に著しい損失を受けた場合</a>                      納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</p>	各区役所税務課収納担当 ※横浜市外所在の特別徴収義務者の方は、横浜市財政局納税管理課（滞納整理担当）045-671-3764

## 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（個人向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
国民年金保険料の納付が困難な方に	<u>国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例（臨時特例措置）</u>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが減少し、国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料の免除や納付の猶予を受けられることがあります。	各区役所保険年金課国民年金係、又は、管轄の年金事務所
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な方に	<u>減免・徴収猶予（国民健康保険料）</u>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが減少した場合は、保険料を減免または納付猶予ができる場合があります。 ・減免の申請期限 令和3年3月31日 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、「やむを得ない理由」がある場合には、受付終了後も対象となる場合があります。	各区役所保険年金課保険係
	<u>減免・徴収猶予（後期高齢者医療保険料）</u>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが減少した場合は、保険料を減免または納付猶予ができる場合があります。 ・減免の申請期限 令和3年3月31日 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、「やむを得ない理由」がある場合には、受付終了後も対象となる場合があります。	
	<u>減免・徴収猶予（介護保険料）</u>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが減少した場合は、保険料を減免または納付猶予ができる場合があります。	
公共料金の支払いが困難な方に	<u>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</u>	収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市水道局お客さまサービスセンター（水道料金及び水道料金とあわせて請求している下水道使用料） TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281  横浜市環境創造局経理経営課（井戸水に係る下水道使用料など、環境創造局で請求している下水道使用料） TEL 045-671-2826 FAX 045-663-0132
	<u>電気・ガス料金の支払い猶予</u>	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	<u>通信料金の支払い猶予</u>	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者

◆相談先一覧

新型コロナウイルスワクチン接種に関する一般的なお問合せ	<p><u>ワクチン接種コールセンター</u>            TEL 0120-045-070 FAX 050-3588-7191（耳の不自由な方のお問合せ用）            ※土・日曜日、祝・休日も含む 9時～19時            【対応言語】日本語・英語・中国語・韓国語</p>
・発熱・咽頭痛（喉の痛み）・咳のいずれかの症状があり、かかりつけ医等がなく、受診を希望する方	<p><u>神奈川県発熱等診療予約センター</u>            TEL:0570-048914            ※一部IP 電話など上記番号へつながらない場合は TEL:045-285-1015</p>
・発熱・咽頭痛（喉の痛み）・咳以外の症状があり、かかりつけ医等がなく、受診を希望する方 ・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談	<p><u>横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター</u>            （帰国者・接触者相談センター）            TEL 045-550-5530 FAX 045-846-0500            ※24時間受付（土日、祝日を含む）</p>
労働に関する相談	<p><u>労働情報・相談コーナー</u> TEL 045-681-6553            （令和3年4月1日に「横浜しごと支援センター」から名称変更しました。）</p>
就労に関する相談	<p><u>横浜市就職サポートセンター</u> TEL 0120-915-574            （令和3年4月1日に横浜駅西口から技能文化会館3階に移転しました。）</p>
女性の雇用、経済、生活不安等の相談	<p><u>コロナ下 女性のしごとと暮らし電話相談 よこはま</u>（（公財）横浜市男女共同参画推進協会）            TEL 0800-800-6656（通話料無料、4月9日から）            ※祝日を除く 火曜 15:00～20:00、金曜 12:00～17:00</p>
人権に関する相談	<p><u>みんなの人権110番</u> TEL 0570-003-110</p>
児童虐待に関する相談	<p><u>よこはま子ども虐待ホットライン</u> TEL 0120-805-240  <u>かながわ子ども家庭110番相談LINE</u> ID : kana_kodomo110</p>
DVに関する相談	<p><u>横浜市DV相談支援センター</u> TEL 045-671-4275／045-865-2040  <u>DV相談+（プラス）（内閣府）</u> TEL 0120-279-889</p>
こころの健康に関する相談	<p><u>各区役所福祉保健センター</u>            ※祝休日を除く月～金 8：45～17：00            こころの電話相談 TEL 045-662-3522            ※祝休日を除く月～金 17：00～21：30、及び土日祝日 8：45～21：30（年末年始も開設しています）</p>
思春期・青年期の若者（15歳～39歳）のさまざまな問題に関する相談	<p><u>青少年相談センター</u> TEL 045-260-6615            ※祝休日を除く月～金 8:45～17:00</p>
外国語による相談	<p><u>横浜市多文化共生総合相談センター</u> TEL 045-222-1209            【対応言語】日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語</p>

※国の支援策、相談窓口については、首相官邸のサイトをご確認ください。

<https://corona.go.jp/action/>

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県のサイトをご確認ください。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html?pk\\_campaign=top&pk\\_kwd=nCoV-ing](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-ing)